

いなべ市障害者計画(案)

三重県 いなべ市
平成 20 年 1 月

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 いなべ市を取り巻く現状	4
第1節 人口の推移	4
第2節 障害のある人の状況	5
第3節 障害福祉サービスの利用状況	7
第4節 アンケート調査結果からみた現状	11
第3章 計画の基本的な考え方	22
第1節 基本理念	22
第2節 計画の基本的な視点	23
第4章 障害者施策の今後の方向	24
第1節 施策の体系	24
第2節 取り組みの基本的方向	25
第3節 施策の展開	27
第5章 計画の推進体制	45
第1節 庁内の連携体制	45
第2節 県・周辺自治体との連携	45
第3節 社会福祉事業者との連携	45
第4節 住民・ボランティア団体等の参画の推進	45
資料編	46

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

わが国の障害保健福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から利用者の希望による契約制度へと転換した支援費制度のもとで利用者数が飛躍的に増加するなど、サービス量の拡充が図られてきました。

しかしながら、ホームヘルプサービス等の事業の整備が不十分であることや、精神障害者に対する福祉サービスが支援費制度の対象外となっていることもあり、その立ち遅れが指摘されてきました。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあることから、地域での自立した生活を支えられるよう、地域生活移行や就労支援、相談支援体制の整備などの新たな課題への対応が求められています。

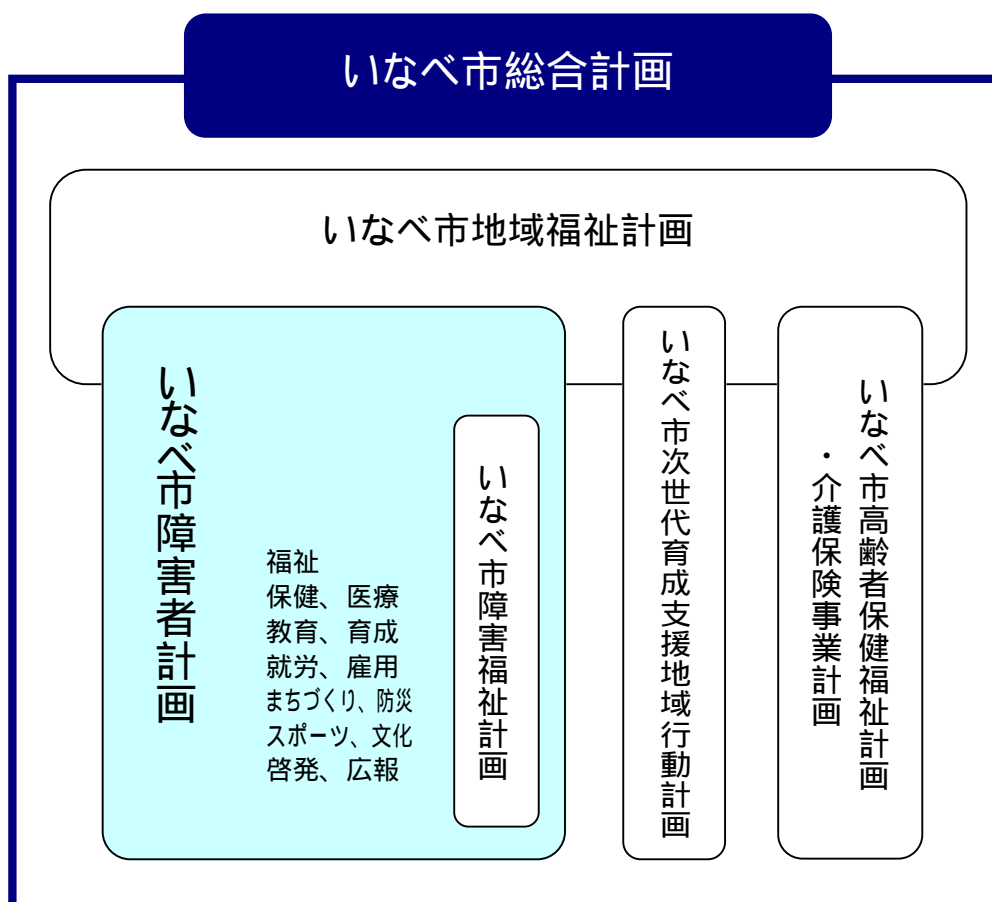
このような状況を背景に、平成17年10月に障害福祉サービスの一元化、サービス体系の再編、就労支援の強化、客観的な尺度となる障害程度区分の導入、安定的な財源の確保などを主な内容とした障害者自立支援法が成立し、従来の障害福祉の仕組みが抜本的に見直されました。そして、障害福祉におけるこの改革を利用者本位の視点から着実に進めていくために、平成18年度に市町村及び都道府県においては障害福祉計画が策定されました。

今回策定する障害者計画は、昨年度策定された障害福祉計画やこれまでの計画の理念を引き継ぎ、国及び県の「障害者基本計画」を基本としつつ、障害のある人が安心して地域で生活することができるよう、障害のある人の社会参加を促進するとともに、就労を含めた自立支援や地域生活支援の充実を図るため、保健・医療、教育、就労支援、生活支援など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

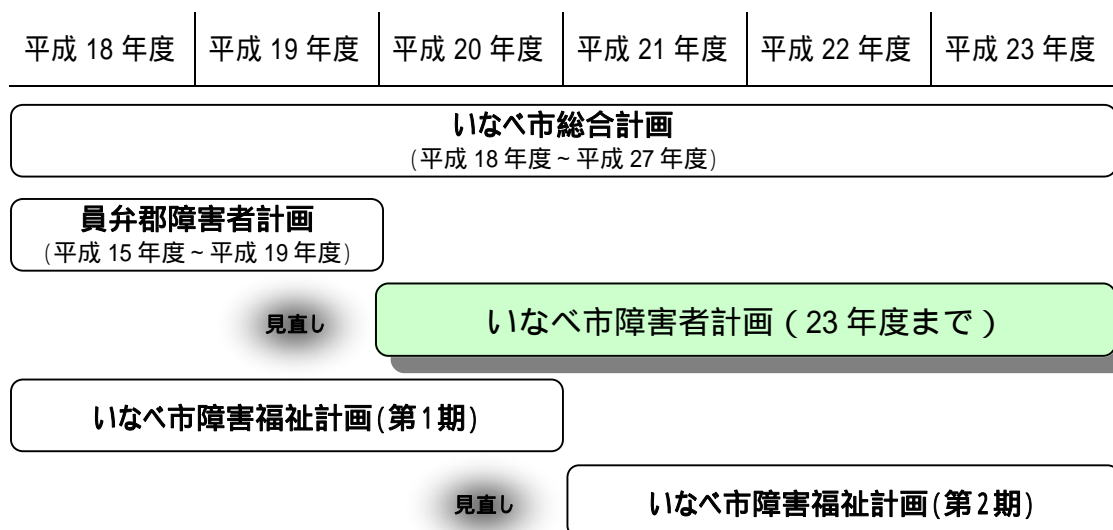
本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づき主に障害のある人を対象に、いなべ市における障害者施策の総合計画として位置づけられるものです。

また、国の「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」、三重県の「みえ障害者福祉プラン」をふまえ、「いなべ市総合計画 新生いなべ いきいきプラン」を上位計画として、本市における障害者施策に関する基本的な指針とします。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年度からいなべ市障害福祉計画第 2 期が完了する平成 23 年度までの 4 年間とします。なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第4節 計画の策定体制

地域の実情に即した計画とするため、医療・社会福祉関係者や住民代表者、学識経験者及び行政関係者で構成する「いなべ市障害者計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

また、関係部局及び三重県とも連携・調整を図りながら、計画を策定しました。

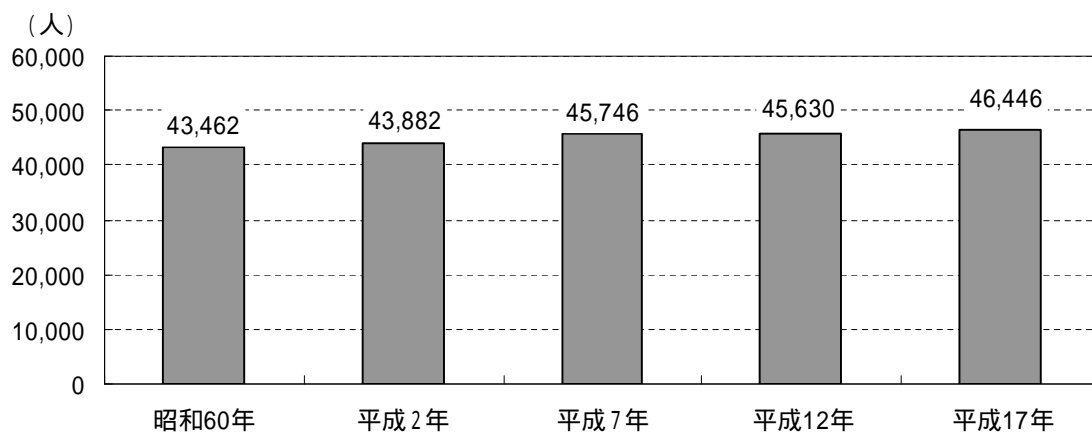
第2章 いなべ市を取り巻く現状

第1節 人口の推移

本市の総人口は、昭和60年以降をみると、平成7年から平成12年にかけて多少の減少があるものの、全体的には増加傾向にあります。

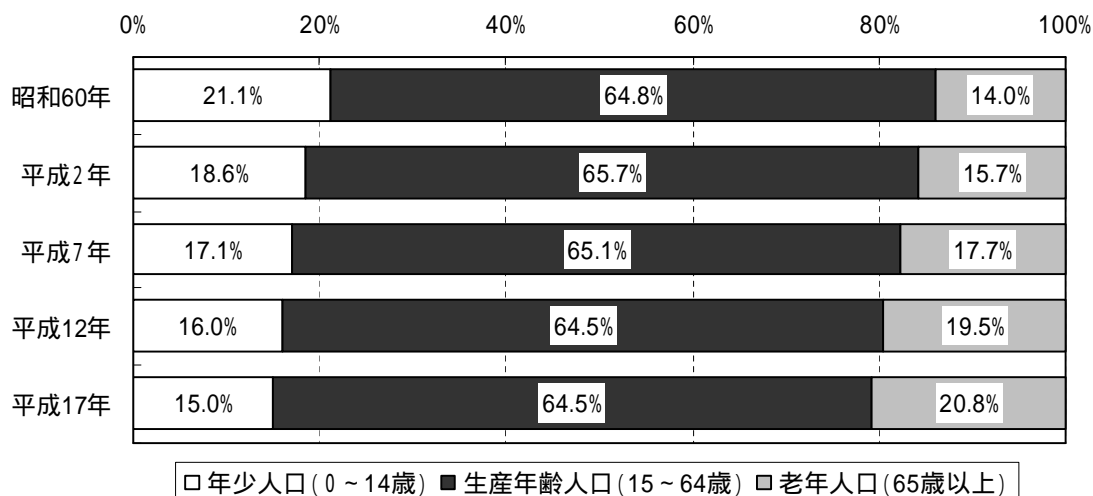
また、年齢3区分別人口割合をみると、0～14歳の人口（年少人口）については、昭和60年以降減少傾向にあり、一方65歳以上の人口（老年人口）については増加傾向にあります。平成7年には、年少人口の割合が老年人口の割合を下回っており、少子高齢化が進行しています。

【本市の人口の推移】



資料: 国勢調査

【本市の年齢3区分別人口割合の推移】



資料: 国勢調査

端数処理の関係で計が一致しない場合があります

第2節 障害のある人の状況

1 身体障害者手帳所持者数の種別推移

身体障害者手帳所持者数は全国と同様に年々増加傾向となっており、障害種別に見ると、各年度で「肢体不自由」が最も多くなっています。また、障害種別の推移を見ると「聴覚・平衡機能障害」「肢体不自由」「内部障害」で増加傾向がみられます。

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
視覚障害	106	110	102	103
聴覚・平衡機能障害	185	195	202	205
音声・言語・そしゃく機能障害	16	15	16	14
肢体不自由	905	932	951	958
内部障害	387	409	433	444
合計	1,599	1,661	1,704	1,724

資料：三重県（4月1日現在）

2 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者数を等級別に見ると、各年度で「1級」が最も多くなっており、次いで「3級」もしくは「4級」となっています。

単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1級	416	441	449	456
2級	281	283	283	286
3級	349	352	386	382
4級	320	358	361	381
5級	101	96	100	95
6級	132	131	125	124
合計	1,599	1,661	1,704	1,724

資料：三重県（4月1日現在）

3 療育手帳所持者数の等級別推移

療育手帳所持者数を等級別にみると、各年度で「A2」が最も多くなっています。また、合計でみると、全国と同様に年々増加傾向にあります。

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
A 1	30	31	31	37
A 2	82	88	93	91
B 1	71	71	72	74
B 2	28	27	31	39
合計	211	217	227	241

資料：三重県（4月1日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は全国と同様に年々増加傾向にあり、等級別にみると、「2級」が各年度で最も多く、目立った増加がみられます。

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
1級	15	19	23	22
2級	53	62	73	88
3級	13	11	14	18
合計	81	92	110	128

資料：三重県（4月1日現在）

第3節 障害福祉サービスの利用状況

1 居宅介護

ホームヘルパーによる自宅での入浴や排せつ、食事の介助等のサービスを実施しています。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
身体	利用人数	9	9
	利用時間	169.0	170
知的	利用人数	7	10
	利用時間	27.5	59.5
精神	利用人数	3	3
	利用時間	21.0	31.5
児童	利用人数	1	1
	利用時間	47.5	20
合計	利用人数	20	23
	利用時間	265.0	281

資料: 社会福祉課

2 行動援護

知的障害または精神障害によって、行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動の支援を行っています。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
身体	利用人数	-	-
	利用時間	-	-
知的	利用人数	1	1
	利用時間	6.5	3.5
精神	利用人数	-	-
	利用時間	-	-
児童	利用人数	6	4
	利用時間	105.0	58.5
合計	利用人数	7	5
	利用時間	111.5	62

資料: 社会福祉課

3 生活介護

常時介護を必要とする人に、障害者支援施設などにおいて、昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供しています。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
身体	利用人数	7	9
	延利用日数	108	158
知的	利用人数	2	5
	延利用日数	43	112
精神	利用人数	-	1
	延利用日数	-	22
合計	利用人数	9	15
	延利用日数	151	292

資料：社会福祉課

4 自立訓練(機能訓練、生活訓練)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
機能訓練	利用人数	1	2
	延利用日数	21	44
生活訓練	利用人数	-	-
	延利用日数	-	-

資料：社会福祉課

5 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
就労移行支援	利用人数	1	-
	延利用日数	20	-

資料：社会福祉課

6 療養介護

医療および常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の援助を行うサービスです。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
療養介護	利用人数	2	2
	延利用日数	62	62

資料：社会福祉課

7 児童デイサービス

児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
児童デイサービス	利用人数	2	2
	延利用日数	8	15

資料：社会福祉課

8 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
身体	利用人数	1	1
	延利用日数	14	3
知的	利用人数	2	4
	延利用日数	7	23
児童	利用人数	4	3
	延利用日数	10	6
合計	利用人数	7	8
	延利用日数	31	32

資料：社会福祉課

9 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

共同生活介護

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
共同生活援助	利用人数	3	2
	延利用日数	79	53
共同生活介護	利用人数	12	16
	延利用日数	318	315

資料: 社会福祉課

10 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
施設入所支援	利用人数	2	5
	延利用日数	60	155

資料: 社会福祉課

11 その他旧体系のサービス

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 10 月
知的障害者授産施設 (通所)	利用人数	69	84
	延利用日数	1,347	1,762
	施設数	6	6
知的障害者更生施設 (入所)	利用人数	19	19
	延利用日数	582	586
	施設数	11	10
身体障害者療護施設 (入所)	利用人数	5	2
	延利用日数	154	60
	施設数	3	1
身体障害者授産施設 (入所)	利用人数	2	2
	延利用日数	62	62
	施設数	1	1

資料: 社会福祉課

第4節 アンケート調査結果からみた現状

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、また市民の皆様のご意見などを把握し、計画策定の基礎資料として障害者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査設計

- 調査地域 : 市内全域
- 調査対象者 : 市内に住んでいる身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害者手帳を持たない人
- 調査期間 : 平成 19 年 1 月 12 日～平成 19 年 1 月 26 日まで
- 調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(3) 回収結果

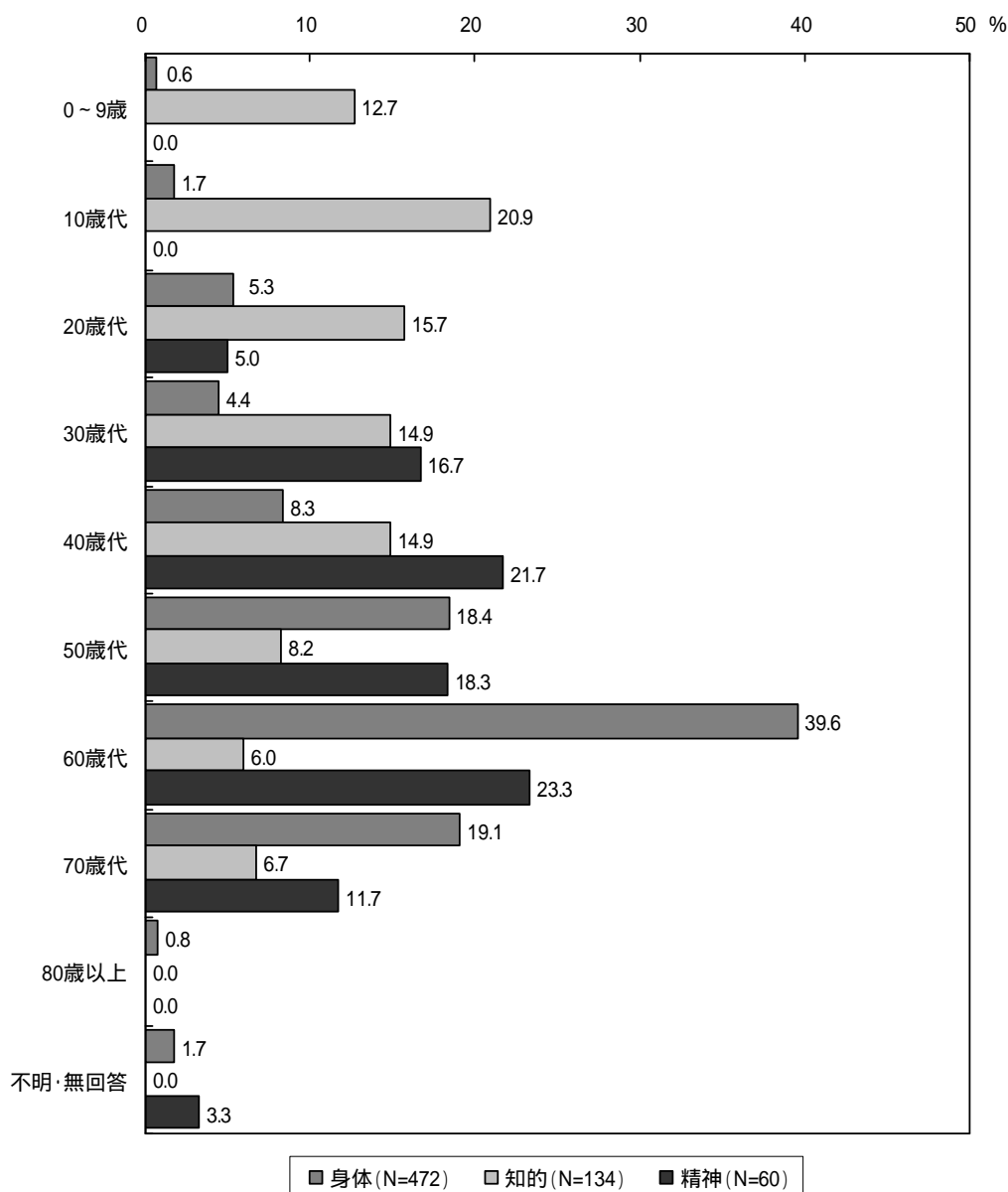
	障害者手帳所持者対象調査	障害者手帳を持たない人対象調査
対象者数	1,000	1,000
回収数	635	378
回収率	63.5%	37.8%

2 アンケート調査の結果

障害者手帳所持者

【年齢構成】

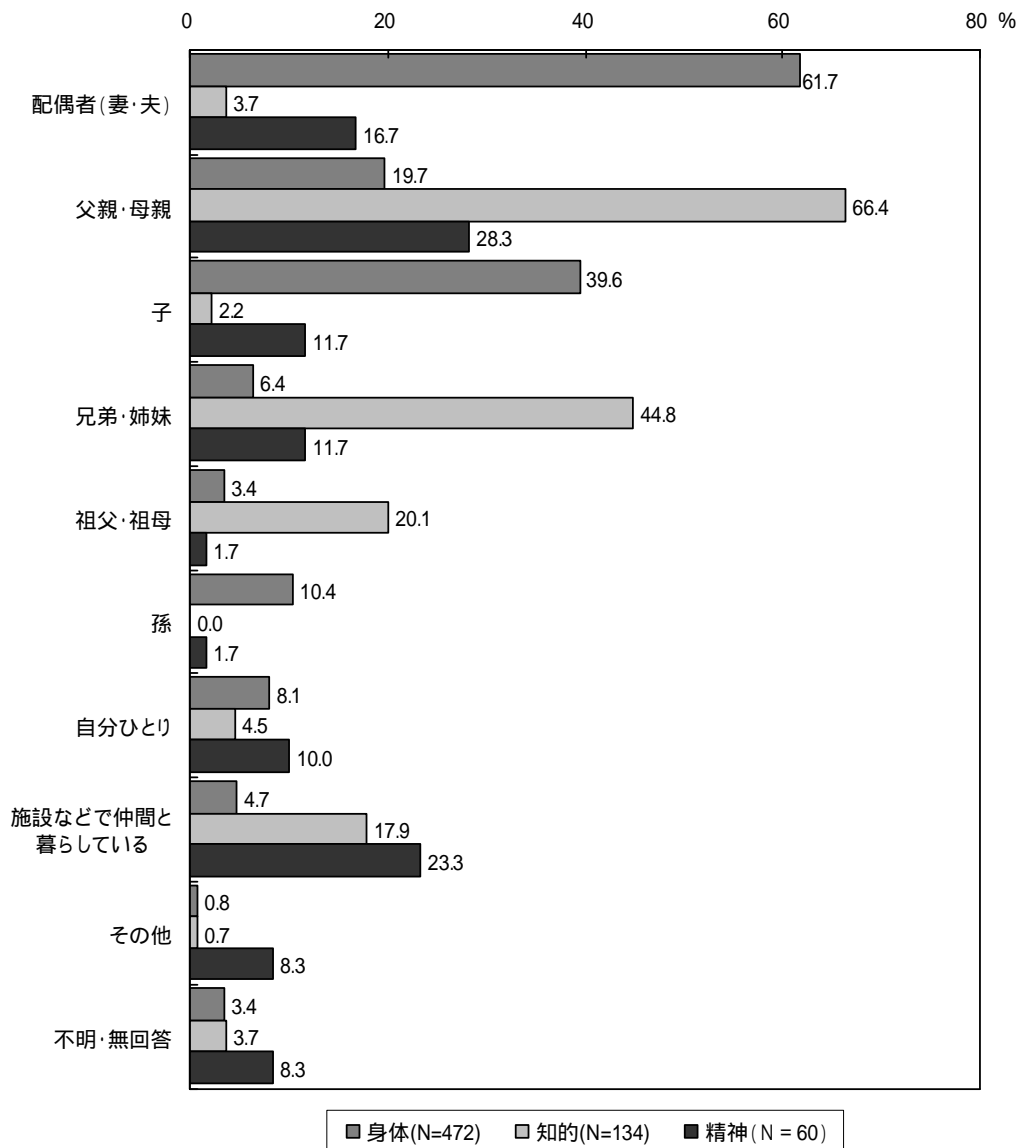
回答者の年齢について身体障害のある人は「60歳代」が39.6%、「70歳代」が19.1%と高齢層が高く、知的障害のある人は「10歳代」が20.9%、「20歳代」が15.7%と若年層が高く、精神障害のある人は「60歳代」が23.3%、「40歳代」が21.7%と壮年層を中心した年齢が高くなっています。



グラフのN数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

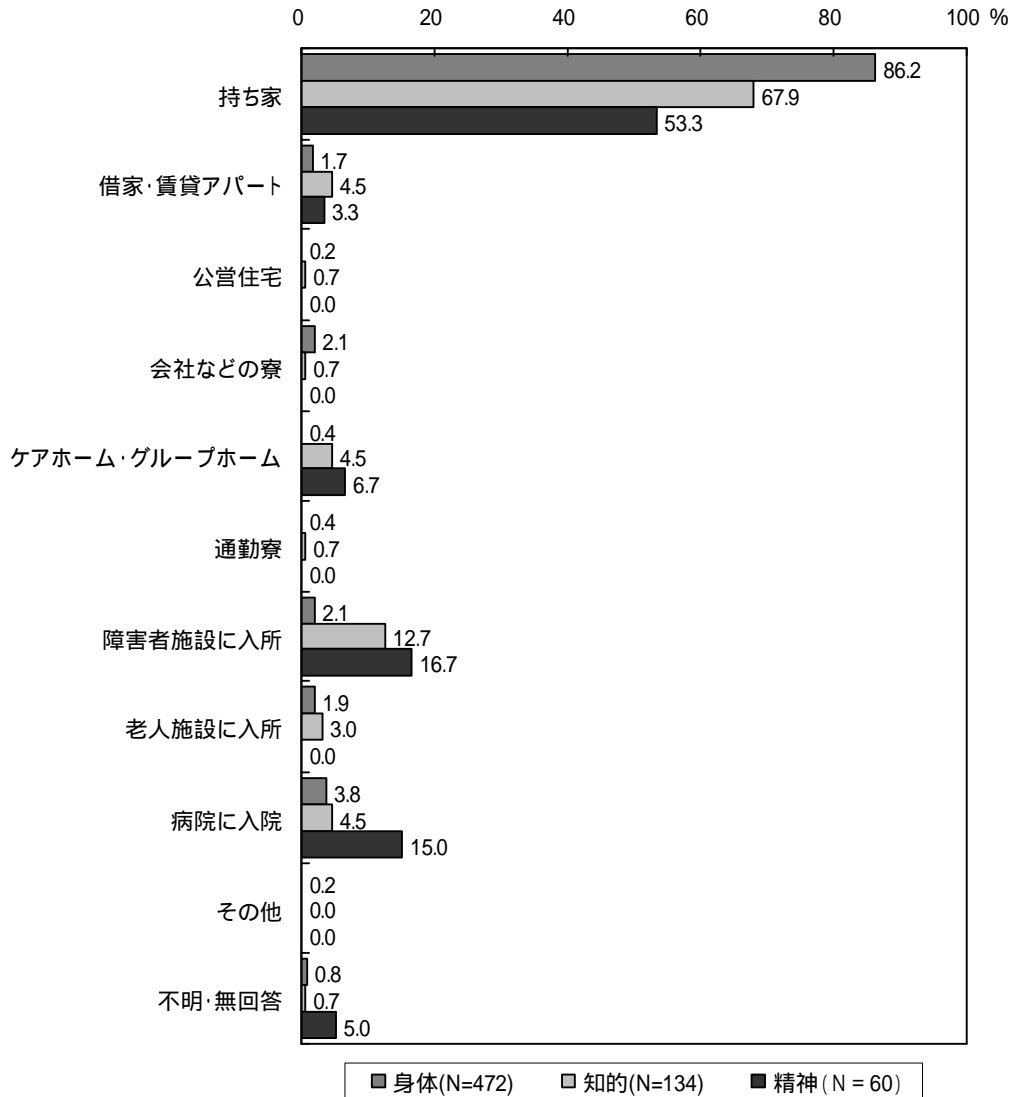
【一緒に暮らしている人】

現在、一緒に暮らしている人について、身体障害のある人では「配偶者（妻・夫）」が 61.7%、「子」が 39.6%で高く、知的障害のある人では「父親・母親」が 66.4%、「兄弟・姉妹」が 44.8%で高く、家族と一緒に暮らしている人が多い状況がうかがえます。また、精神障害のある人では「父親・母親」が 28.8%に次いで「施設などで仲間と暮らしている」が 23.3%で高くなっています。



【現在の住まい、生活の場】

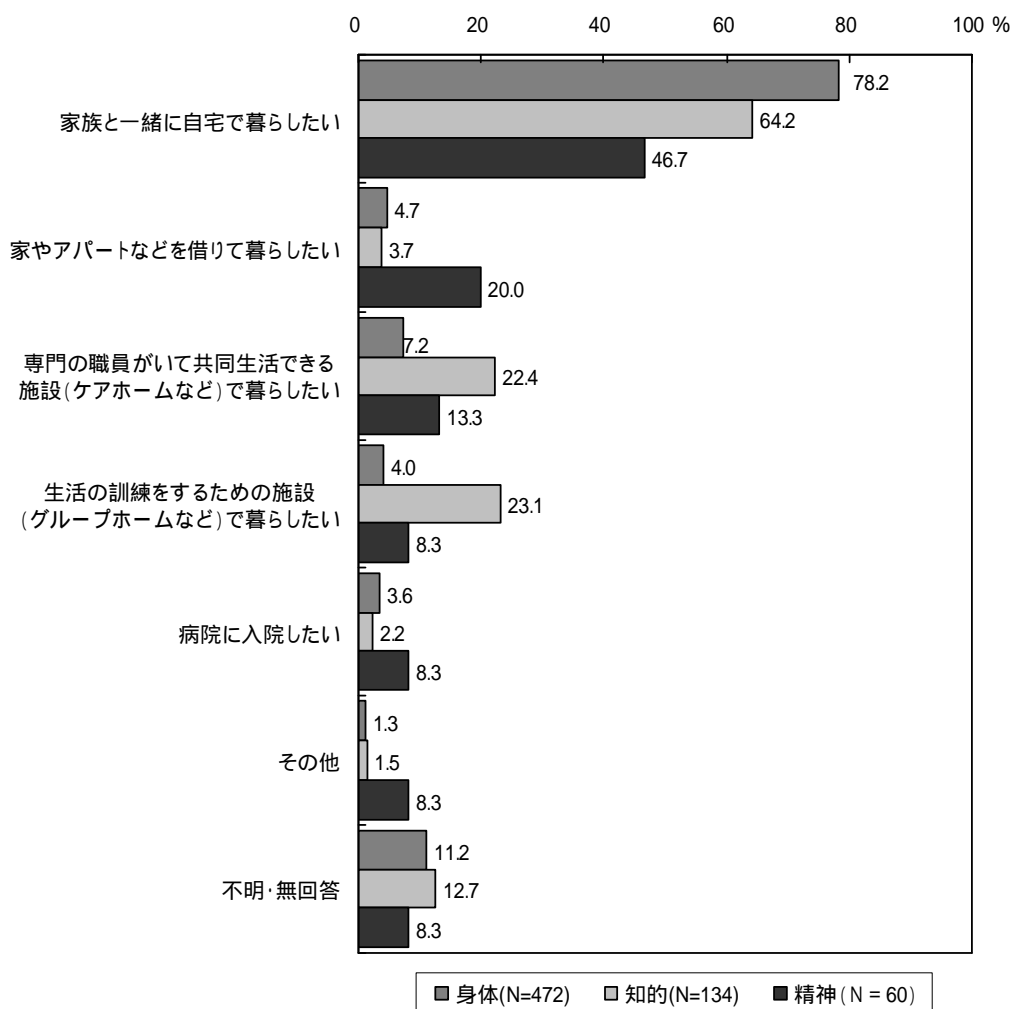
現在の住まい、生活の場については、身体障害のある人（86.2%）、知的障害のある人（67.9%）、精神障害のある人（53.3%）ともに「持ち家」が最も高くなっていますが、知的障害のある人は「障害者施設に入所」が12.7%、精神障害のある人は「障害者施設に入所」が16.7%、「病院に入院」が15.0%への回答もみられます。



【今後、暮らしたいと思う生活の場】

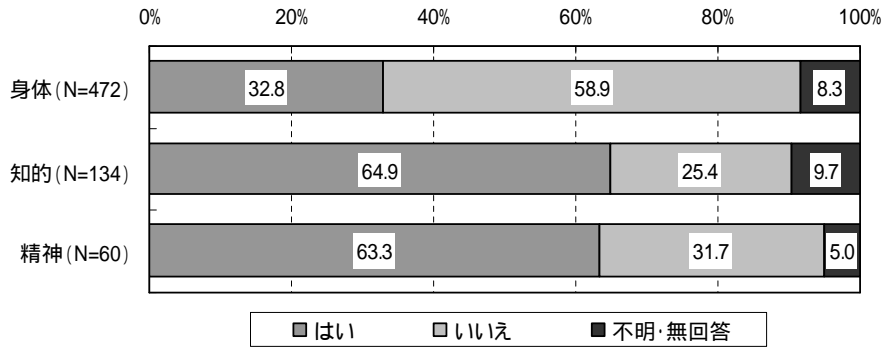
今後、暮らしたいと思う生活の場については、身体障害のある人（78.2%）、知的障害のある人（64.2%）、精神障害のある人（46.7%）とも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」と現在の暮らしと同様に在宅での生活を望む回答が高くなっています。

また、知的障害のある人では「生活の訓練をするための施設で暮らしたい」（23.1%）、「専門の職員がいて共同生活できる施設で暮らしたい」（22.4%）、精神障害のある人では「家やアパートなどを借りて暮らしたい」（20.0%）への回答もみられ、家族による介助を受けずに生活することを望んでいる人がいる状況がうかがえます。



【相談経験】

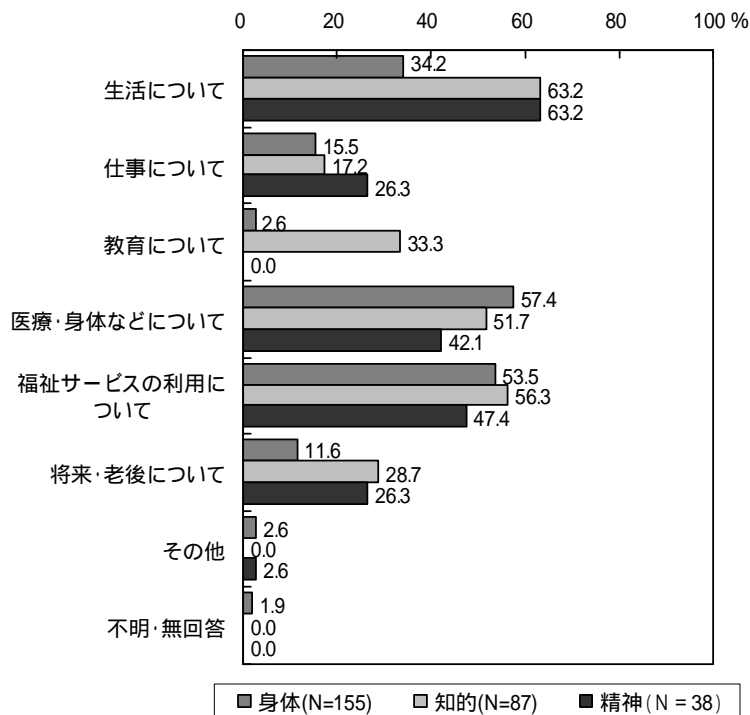
障害や生活などについて、相談したことがあるかどうかたずねたところ、「はい」への回答が、身体障害のある人では32.8%となっていますが、知的障害のある人では64.9%、精神障害のある人では63.3%といずれも過半数を超えています。



【相談内容】

相談したことがある人が、どのような内容の相談をしたかについては、身体障害のある人では「医療・身体などについて」が57.4%、知的障害と精神障害のある人では「生活について」がともに63.2%で最も高くなっています。

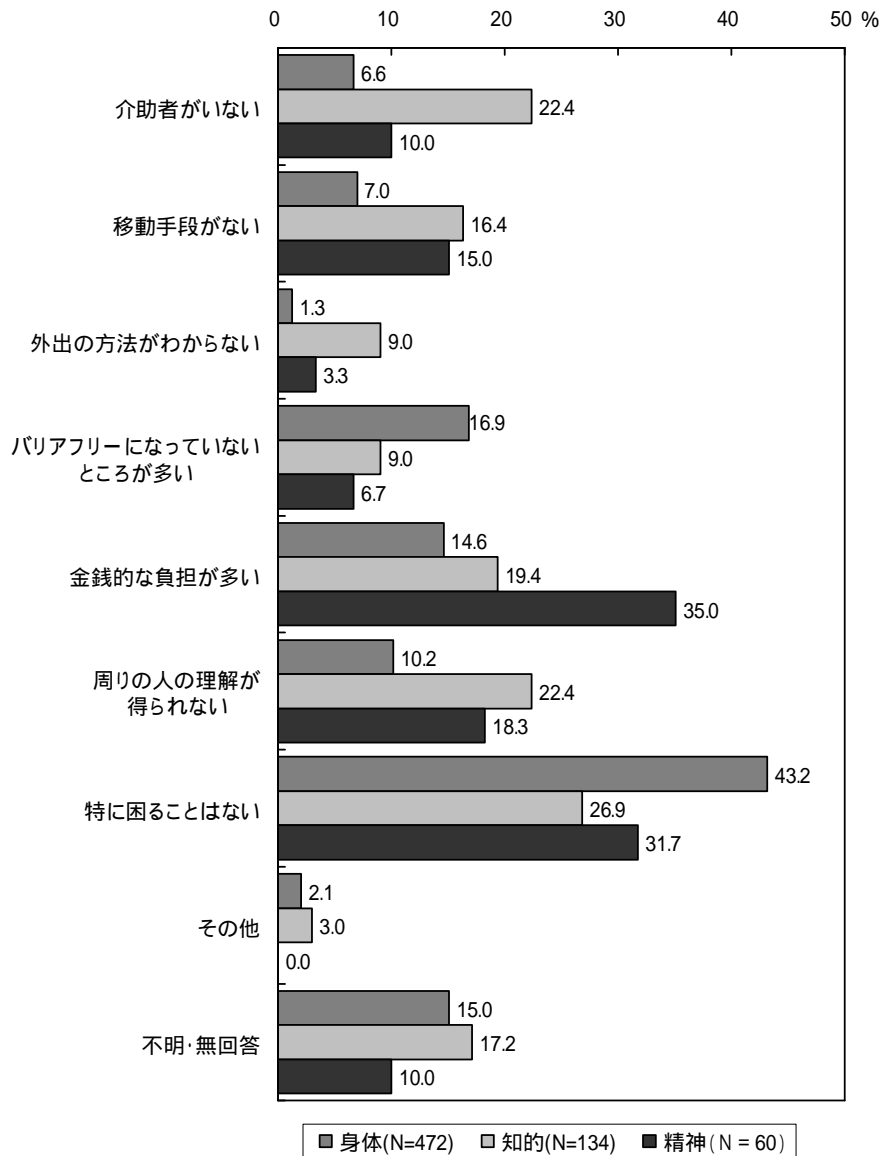
また、「医療・身体などについて」「福祉サービスの利用について」への回答は、3障害ともに高くなっています。



【外出時に困ること】

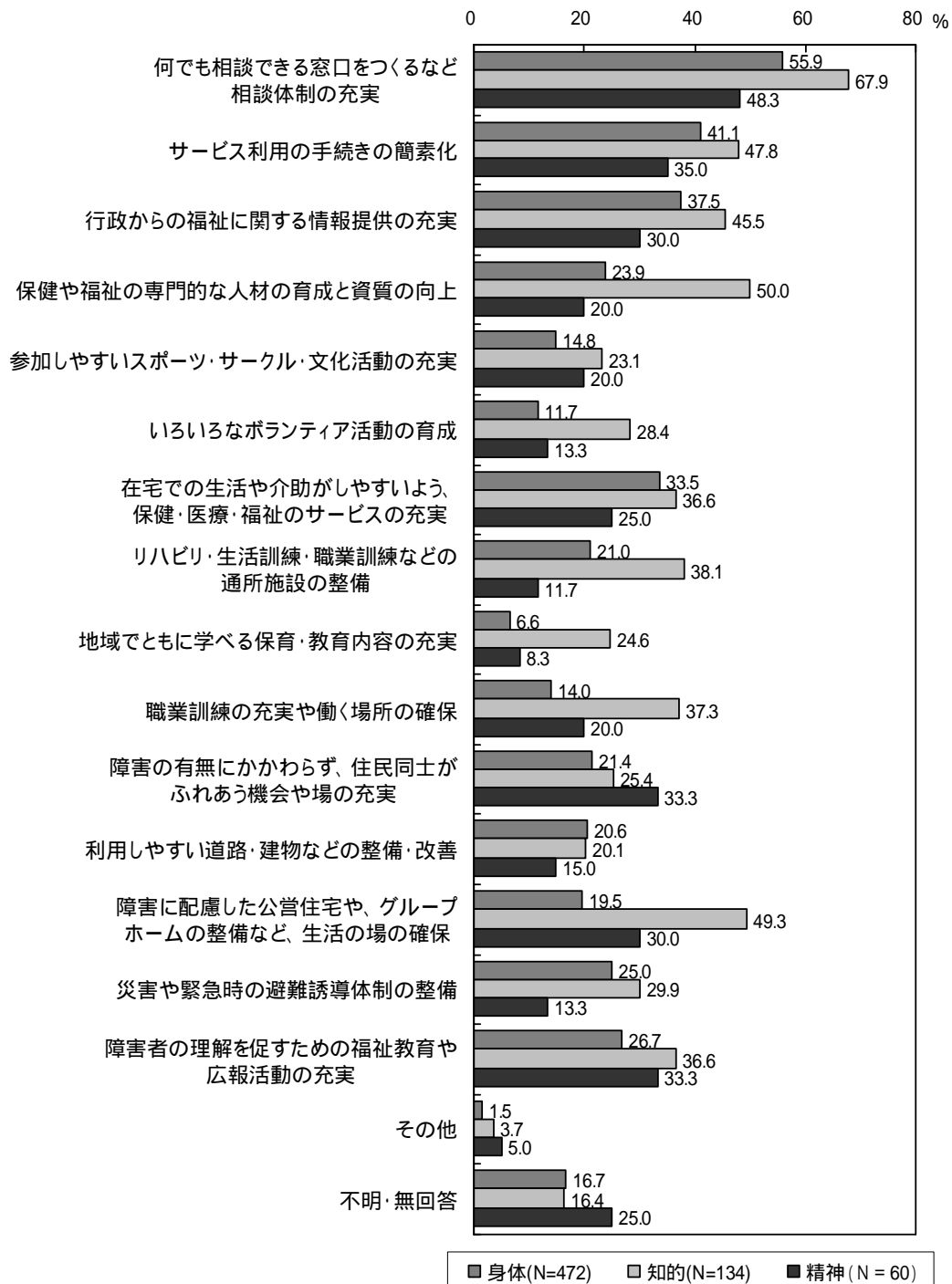
外出するうえで、困ることについて身体障害と知的障害のある人では、「特に困ることはない」がそれぞれ 43.2%、26.9%で最も高く、精神障害のある人では「金銭的な負担が多い」が 35.0%で最も高くなっています。

また、身体障害のある人では「バリアフリーになっていないところが多い」が 16.9%みられます。



【住みよいまちをつくるために必要なこと】

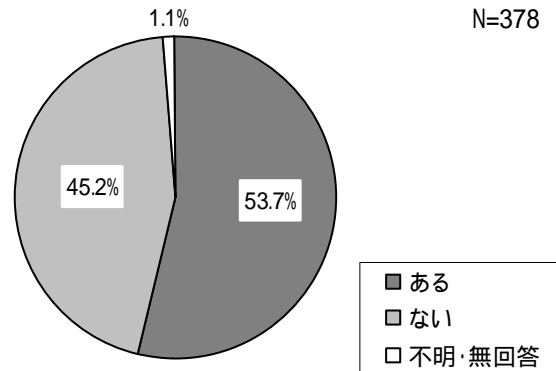
住みよいまちをつくるために必要なことについては、「相談体制の充実」が3障害ともに高くなっています。また、身体障害のある人は「手続きの簡素化」などサービスに関すること、知的障害のある人では「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」、精神障害のある人は「障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実」「障害者の理解を促すための福祉教育や広報活動の充実」など障害への理解を求めた回答が高くなっています。



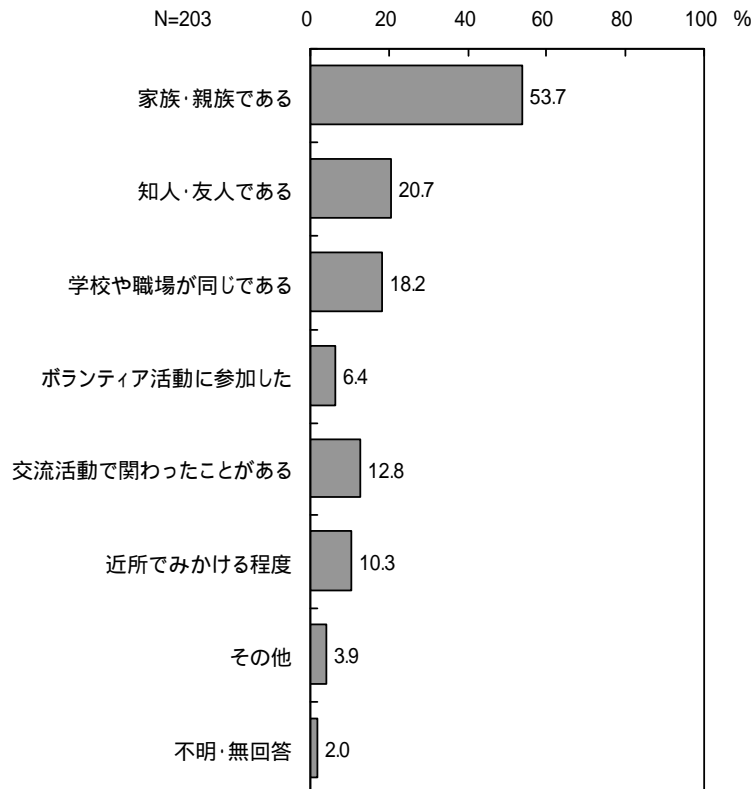
障害者手帳を持たない人

【障害のある人との関わり】

障害のある人との関わりがあるかどうかについては「ある」が53.7%で、「ない」が45.2%となっています。

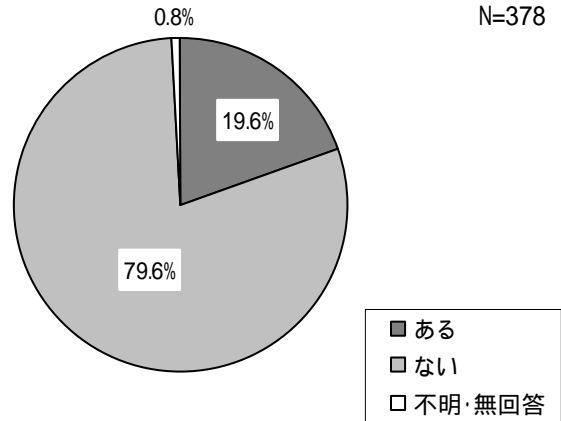


障害のある人と関わりのある人が、どのような関わりを持っているかについては「家族・親族である」が過半数となっており、次いで「知人・友人である」が20.7%となっています。



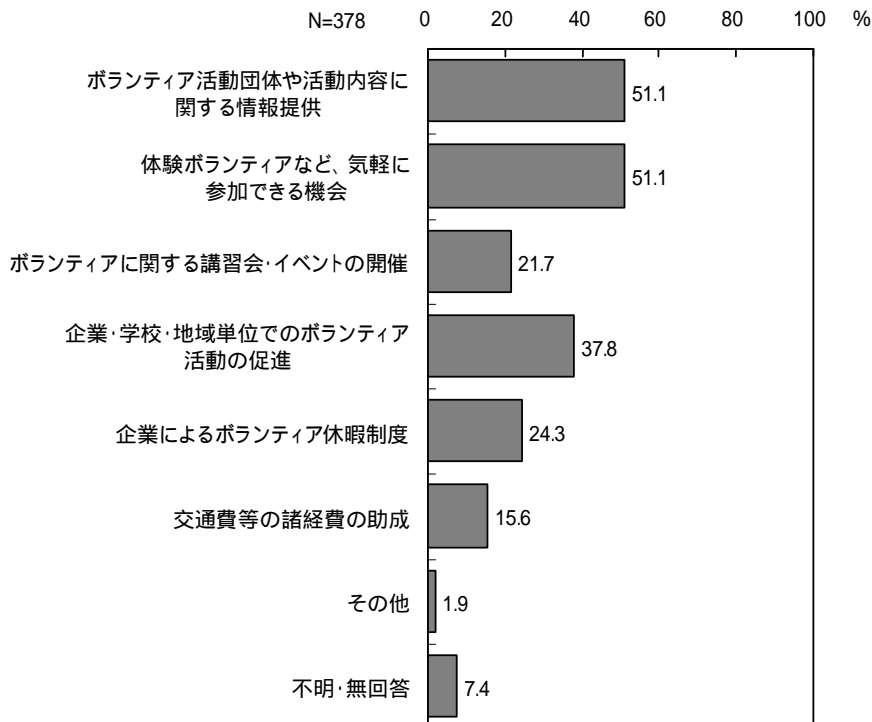
【ボランティア活動や交流活動への参加】

ボランティア活動や交流活動に、参加したことがあるかどうかたずねたところ「ない」が79.6%と8割近くになっています。



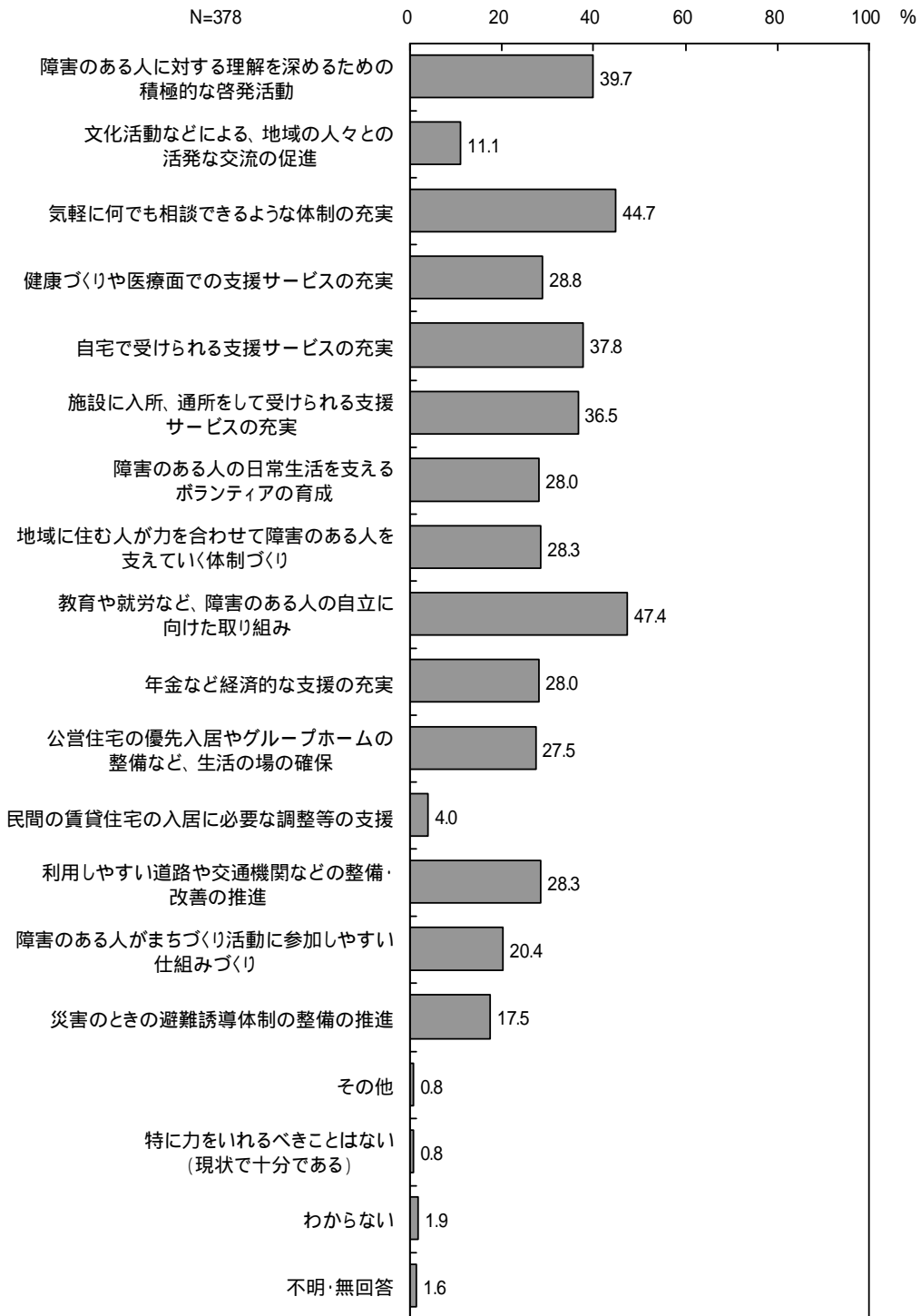
【ボランティア活動参加のために必要なこと】

ボランティア活動に参加するために必要なことについては「ボランティア活動団体や活動内容に関する情報提供」と「体験ボランティアなど、気軽に参加できる機会」が51.1%で最も高くなっています。



【障害施策を進める上で力を入れるべきこと】

今後の障害施策を進める上で、特に力を入れるべきことについては「教育や就労など、障害のある人の自立に向けた取り組み」が47.4%で最も高く、次いで「気軽に何でも相談できるような体制の充実」が44.7%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

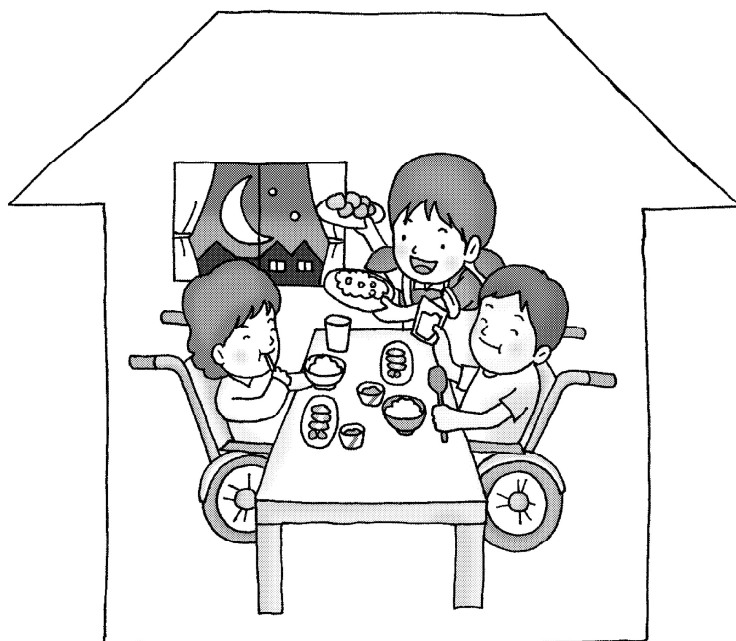
第1節 基本理念

みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ

本市では、いなべ市総合計画において「安心・元気・思いやりがまちの宝物『いきいき笑顔応援のまち いなべ』」を将来像として定め、市民一人ひとりが輝く、いきいきとしたまちづくりに取り組んでいます。

また、地域のなかで一人ひとりが、いきいきと生活するには、障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が、相互に個性を尊重し、認め合うことが大切です。また、積極的な社会参加も重要であり、そのためには市民同士の交流、さりげない見守りや声かけなど、地域での支え合いを通して安心できる地域づくりが必要不可欠となります。

そこで、心ふれ合う支え合いの地域づくりをめざして、いなべ市総合計画の将来像である「いきいき笑顔応援のまち」が実現できることを願って「みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ」を本計画の基本理念とします。



第2節 計画の基本的な視点

障害保健福祉制度の枠組みが大きく変化していく中、障害のある人が自分らしい生活を自らの意思で選択・決定できるよう、利用者主体の生活支援施策の展開及び地域の生活基盤の整備を図っていく必要があります。これまでに推進されてきた障害福祉に関する考え方などをふまえて、「みんなが支え合ういきいきとしたまち いなべ」の実現のため、以下に示す基本的視点のもとに施策の展開を図るものとします。

1 障害のある人の自立支援

障害のある人の自立とは、障害の種類や程度、環境などにより、それぞれ違いがありながらも、一人ひとりの尊厳を持ちながら、その人らしく生きていくことです。

そこで、障害のある人の自立を支援するため、施設や病院、家族による支援をはじめ、暮らしの安全安心と日中活動の場の確保、地域移行の推進、就労の促進などに取り組みます。また、様々な生活場面での問題に対し、総合的かつ連続性のある相談支援体制の充実を図ります。

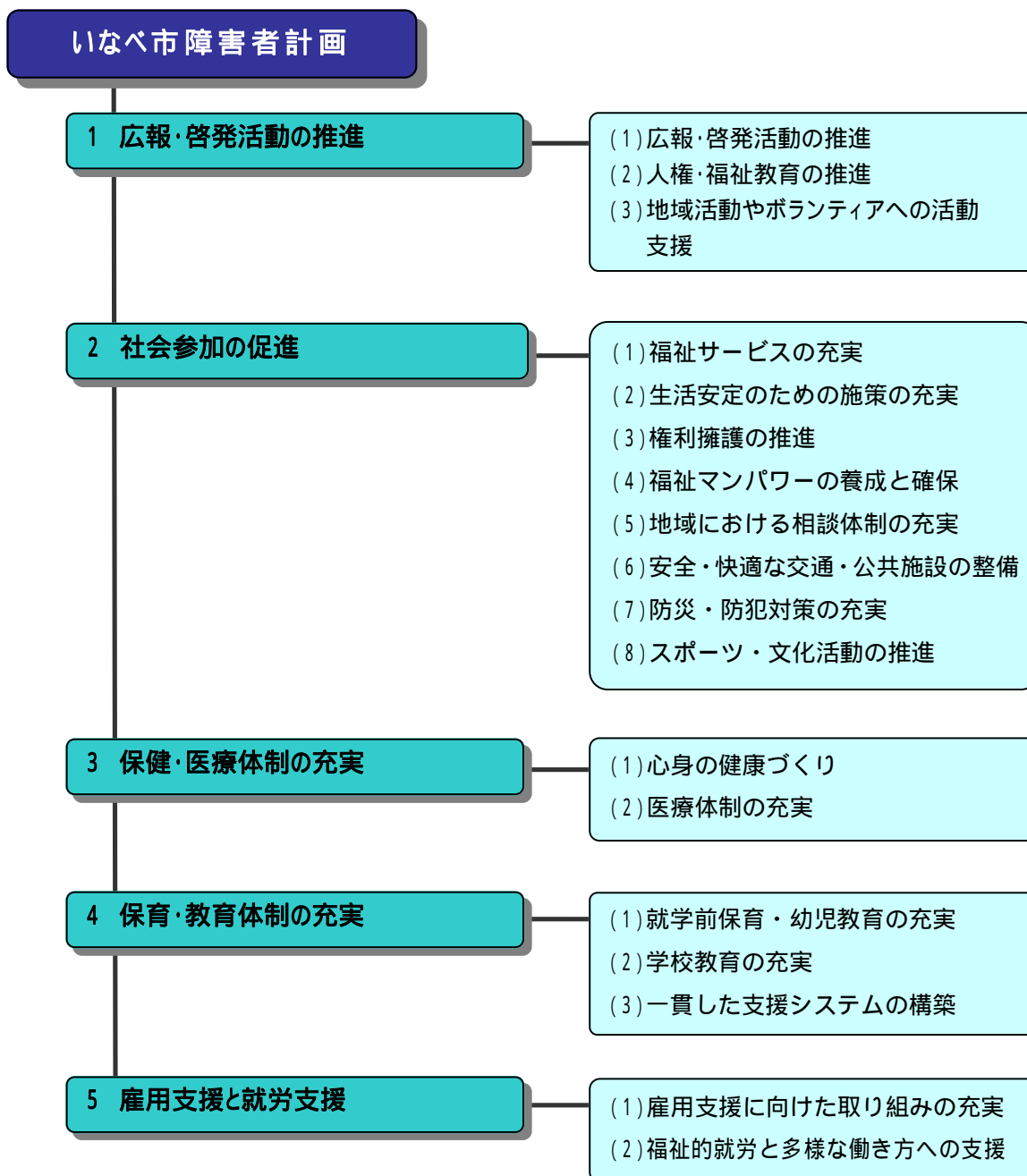
2 社会環境の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、人権の尊重を視点に、障害のある人が自由に意思を表示し、活動できるような環境を保障しなければなりません。

そこで、障害に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人の社会参加を促すための環境整備や保健・医療体制の充実、学校教育における障害のある子どもへの支援などに取り組みます。また、福祉、教育、就労等幅広い分野にわたって庁内及び関係機関等の連携を強めるとともに、近隣自治体との広域的な協力関係を一層重視します。

第4章 障害者施策の今後の方向

第1節 施策の体系



第2節 取り組みの基本的方向

1 広報・啓発活動の推進

障害の有無に関わらず、地域でともに生活することにより、互いを理解し、尊重する心を育むことが重要となります。そのためにも啓発や広報、人権・福祉教育などを通して情報の共有を図るとともに、ボランティア等の身近な地域での取り組みを推進していきます。

2 社会参加の促進

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、個人の多様なニーズに対応する生活支援の整備、サービスの量的・質的な充実に努めるとともに、必要な情報提供などについても進めます。

また、安全・快適な交通・公共施設の整備に努め、すべての障害のある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた基盤整備に努めます。

障害のある人にとって、スポーツや文化活動に参加することは、健康の保持・増進や生活の幅を広げ、心を豊かにすることにもつながることから、このような活動への支援や社会参加を促進していきます。

3 保健・医療体制の充実

障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制づくりが重要です。乳幼児期における疾病や高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減を図ります。

また、妊娠中や分娩時の異常に適切に対応するための医療体制の充実を図るとともに、疾病等の予防から福祉施策まで適切なサービスを受けることができるよう、保健・医療・福祉のそれぞれの連携により、総合的な支援に努めます。

4 保育・教育体制の充実

障害のある子ども一人ひとりが、一人の人間として尊重され、将来、自立し、積極的に社会参加していくためには、障害の特性や程度に応じて、それぞれの個性を伸ばすことが大切になります。また、持てる力を最大限に発揮できるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の各行政分野が一体となって、適切で一貫した支援を推進することが必要であることから、保育・教育における相談体制の充実や保育所・学校等の環境整備に努めます。

5 雇用支援と就労支援

障害のある人が、個人の適性と目標に応じて可能な限り、就労の場につくことができる環境づくりを進めることは、単に経済的な理由にとどまらず、生きがいや自己実現につなげていくために大変重要です。また、障害のある人に対する職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保、さらには事業者の障害者雇用に関する理解を深めることが大切であることから、障害のある人への就労支援とともに、事業所等への働きかけに努めます。

第3節 施策の展開

1 広報・啓発活動の推進

障害のある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすことのできるノーマライゼーションの理念が普及する中、障害への理解を促進するため、市のホームページや広報紙、ケーブルテレビ等を通じて、さまざまな情報提供を行っています。その他、人権問題等に焦点を当てたイベント等の開催や地域活動への参加促進などを進めています。

このような取組を進めている中でも、発達障害や精神保健福祉などについては今後も理解の促進が必要な状況であるなど、障害や障害のある人への理解について十分とはいえない状況がうかがえます。

福祉関係団体等からも障害のある人への正しい理解が得られるよう、地域での交流の場の充実やイベント等への参加促進を求める意見がみられ、より一層、障害への理解を深めるための取組が重要となります。

だれにとっても住みやすい地域としていくためには、今後もノーマライゼーションの理念を広く住民の間に浸透させていくための広報・啓発の充実や学校等の福祉教育の推進により、正しい理解の促進を図ることが必要です。また、障害のある人との交流の場づくりを進め、互いに理解を深めていくことも必要です。

(1) 広報・啓発活動の推進

市のホームページや広報紙等の効果的な活用を図り、障害に関する理解を促進するための広報・啓発に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
1	障害のある人向けの広報等による情報提供	障害のある人が市の情報を得ることができるよう、声による広報等を通じて情報提供を行います。	広報秘書課 社会福祉課
2	新しいメディアによる情報提供	市のホームページや広報紙、ケーブルテレビ等の広報媒体を活用して、障害者施策などに関する情報提供を行います。	広報秘書課 社会福祉課

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
3	広報活動の充実	障害福祉の制度やサービスの概要等をまとめた冊子を作成し、手帳交付時や窓口での相談、団体等への説明の際に障害福祉に関する制度等の周知を図ります。	社会福祉課
4	啓発活動の充実	「障害者週間」(12月3日～12月9日)「人権週間」(12月4～12月10日)「障害者雇用支援月間」(9月)の周知度を高めるとともに、これらの機会を活用して障害への理解を深めるための啓発活動の充実に努めます。 また、庁内や事業所においては、研修等の機会を通じた啓発活動を推進し、障害のある人への理解の促進を図ります。	社会福祉課 人権啓発課 職員課

(2) 人権・福祉教育の推進

各学校や関係機関等の教育活動を通じ、障害のある人に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
5	発達障害への理解の促進	発達障害の早期発見・早期支援につなげられるよう、保護者への理解を促進します。	学校教育課 健康推進課 こども家庭課 社会福祉課
6	学校における福祉教育の推進	社会福祉協議会と学校とが連携し、福祉協力校を中心として点字や手話、車椅子体験等の各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実に努めるなど、福祉教育を推進します。	学校教育課 福祉総務課
7	精神保健福祉に関する知識の普及・啓発	精神保健福祉についての知識・理解を広めるために、講演会の実施や広報紙等を活用し、啓発活動に努めます。	健康推進課

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
8	各種福祉関連講演会等の実施・支援	障害のある人に関する人権問題等に焦点を当てた講演会等を開催し、人権問題の理解と人権意識の向上を図ります。また市民による人権機関「メシェレいなべ」とも連携し、活動を支援します。	人権啓発課

(3) 地域活動やボランティアへの活動支援

すべての市民の自主性や自立性を高めるため、各種障害者団体の活動やボランティア団体の活動の支援とともに、地域行事やボランティア活動への積極的な参加を促進します。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
9	地域交流の促進	障害者施設や公共施設での交流機会の充実を図ります。	社会福祉課
10	地域行事への参加促進	障害のある人がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保等に努め、参加の促進を図ります。	農林商工課 社会福祉課
11	ボランティアに関する情報提供の充実	市民活動の場を設立して、ボランティア等への参加意識がある市民へ情報の提供や講座の開設などの支援を行います。	総務課
12	ボランティア活動への参加の促進	障害のある人などが経験や知識を地域の福祉活動に活かすことで、生きがいをもって生活を送ることができることから、障害のある人などのボランティア活動への参加の促進を図ります。	福祉総務課

2 社会参加の促進

障害のある人に対する福祉サービスは、これまでの支援費制度に変わり、障害者自立支援法が施行され、3障害を区分せず、障害福祉サービスを一元化した「自立支援給付」「地域生活支援事業」として実施しています。サービスの提供体系が変化したことを踏まえ、これまでの提供体制から質的・量的に低下することなく、限られた地域の資源を有効に活用しながら安心してサービスを利用できる体制整備とともに、生活の安定に向けて各種手当の実施を行い、経済的な支援に努めています。その他、精神障害・知的障害のある人など、判断力が十分でない人に対しては、地域で安心して生活していくために権利擁護事業等の推進が望まれています。また、障害のある人の地域での自立した生活の継続と生活の質を高めるために、各種福祉サービス等の充実とともに、サービス提供に関わるマンパワーの確保が必要です。

平成19年1月に実施したアンケート調査結果では、住みよいまちをつくるために必要なこととして、3障害ともに「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高くなっています。障害の種別によって相談内容は異なりますが、各相談に対応できるよう、専門機関との連携や当事者同士の相談、また、民生委員の協力等により身近な地域での相談支援体制を整備することが望まれます。

また、アンケート調査結果では、外出時に困ることとして、身体障害・知的障害のある人は「特に困ることはない」が最も高くなっているものの、次いで身体障害のある人は「バリアフリーになっていないところが多い」、知的障害のある人は「介助者がいない」「周りの理解が得られない」と続いており、精神障害のある人については「金銭的な負担が多い」が高くなっているなど、障害の種別によって抱えている課題は様々です。近年、まちづくりの考え方として、障害のある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢・性別・身体状況等に関係なく、だれにとってもやさしいまちづくりをめざす「ユニバーサルデザイン」の考え方が広がってきています。本市においても障害のある人が安心して安全・快適に生活することができるよう障壁をつくらず住みよいまちづくりをめざすことが大切です。このため、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づき移動しやすい道路の整備や利用しやすい施設の整備等について今後も推進していくことが大切です。また、ハード面だけでなく、ソフト面でのバリアフリー化についても進める必要があります。

さらに本市においては、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されている他、藤原岳土石流災害が発生するなど災害に対する対応の整備が重要となっており、災害が起きた場合に適切な行動をとるための周知や情報伝達体制、地域での連携が必要です。また、災害等の安全対策だけでなく、安心して快適な生活が送れるよう、障害のある人に配慮した防犯対策についても取り組むことが重要です。

障害のある人の生活を豊かで潤いのあるものとしていくためには、スポーツ・文化等をはじめとする生きがいづくりの場で障害のある人もない人もともに楽しむことができる機会を充実させることが大切です。そのため、各種文化活動やスポーツ活動に参加できるよう、関係団体等との連携を図り、参加機会の充実を図ることが望まれます。

(1) 福祉サービスの充実

障害のある人の地域生活・在宅生活を支えるため、日中活動系サービスや一時的支援、訪問系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けての取組を推進します。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
13	日中活動系サービスの充実	障害のある人の状況に応じて生活介護等のサービスを提供します。	社会福祉課
14	一時的支援の充実	障害のある子どもの放課後対策も含め、障害のある人を介護している家族の負担軽減などのため、短期入所や地域活動支援センター事業の充実を図り、障害のある人の日中の活動場所の確保に努めます。	社会福祉課
15	訪問系サービスの充実	居宅での食事、入浴及び排せつ等の介護を行う居宅介護や外出時における移動中の介護を行う居宅介護や行動援護等により、障害のある人の居宅での生活を支援します。	社会福祉課
16	施設から地域生活への移行の推進	訪問系サービスを中心とした在宅サービスの充実とともに、グループホーム・ケアホームの整備の支援に努めます。	社会福祉課

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
17	地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その有する能力と適正に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、相談支援事業・手話通訳者等派遣事業・日常生活用具給付事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業等を実施することにより障害のある人や介護者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実に努めます。	社会福祉課
18	日常生活への支援の充実	障害のある人の日常生活を支援するため、おむつの給付サービスや緊急通報装置貸与サービス等の各種サービスの充実に努めます。	長寿介護課 社会福祉課
19	福祉サービスの向上のための取組の推進	サービスの量の拡充だけでなく、質の向上も求められることから、事業者間での情報の共有が行えるよう支援します。	社会福祉課 福祉総務課

(2) 生活安定のための施策の充実

障害のある人やその家族の経済的な負担の軽減を図るため、各種手当や制度の周知に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
20	医療費の助成	障害のある人が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。	保険年金課
21	障害のある子どもへの就学奨励、補助	障害のある児童の就学を促進するため、今後も特別支援学級に在籍の生徒に対し、必要経費の扶助を行います。	学校教育課
22	各種手当等の実施	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給及び生活福祉資金の貸付についての周知を図り、今後も継続して実施します。	社会福祉課 福祉総務課

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
23	交通費の助成	タクシー料金の助成制度を向上させ、障害のある人の外出を支援します。	社会福祉課

(3) 権利擁護の推進

障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業を推進します。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
24	権利擁護の推進	知的障害・精神障害のある人など、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業の推進を図ります。	社会福祉課
25	いなべ市成年後見制度利用支援事業の推進	障害のある人の自己決定の尊重と権利の擁護を図ることを目的として、成年後見制度による支援に努めます。	長寿介護課 社会福祉課

(4) 福祉マンパワーの養成と確保

障害のある人の多様化するニーズに対応するため、サービスの担い手である福祉マンパワーの養成と確保に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
26	ホームヘルパー等の確保	ホームヘルパー等の障害者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために研修等への参加を促進するなどの支援に努めます。	社会福祉課
27	手話通訳者・要約筆記通訳者等の確保	現在の派遣事業を継続して行い、さらに講座等を開催し、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。	社会福祉課

(5) 地域における相談体制の充実

障害のある人の各相談に対応できるよう、専門機関との連携や当事者同士の相談、また、民生委員の協力等により身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
28	身近な相談員による相談体制の充実	市民に対して身近な相談窓口である民生委員・児童委員の制度の理解促進を図るとともに、活動を支援します。	福祉総務課 社会福祉課
29	専門機関等との連携	児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、こころの健康センターとの連携を図ります。	社会福祉課
30	同じ障害を持つ当事者同士の相談	既存施設を利用し、障害のある人や障害のある子どもを持つ親が気軽に集まり話ができる場所の確保に努めます。	社会福祉課
31	自閉症・発達障害に対する相談支援体制の充実	発達障害等の早期発見・早期支援のための個別支援体制を整備するとともに、相談支援体制の確立をめざします。	学校教育課 健康推進課 こども家庭課 社会福祉課
32	虐待の防止に向けた取組の充実	障害のある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応、再発の防止に向けたシステムの構築に努めます。	社会福祉課 こども家庭課

(6) 安全・快適な交通・公共施設の整備

障害のある人が公共的な施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、社会参加しやすい環境の整備に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
33	公園、道路等のバリアフリー化の推進	都市公園、道路等の改修や整備時においては、障害のある人に配慮したものとなるよう、バリアフリー化を進めます。	まちづくり課 建設課
34	障害のある人に配慮した避難場所の整備	長期化を想定した避難所において、障害のある人のプライバシーを考慮し、間仕切り等のプライバシーを保護できる資機材の確保に努めます。	総務課
35	障害のある人に配慮した公共交通機関の整備	アイバスや福祉バス等の公共交通機関について、本市全域で運行し、障害のある人が利用しやすいように利便性・安全性の向上に努めます。	まちづくり課 福祉総務課 長寿介護課
36	施設のバリアフリー化の推進	施設のバリアフリー化については、計画的に改修・整備に努めます。	生涯学習課 総務課 社会福祉課 こども家庭課 長寿介護課

(7) 防災・防犯対策の充実

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援が行えるよう体制の整備に努めます。また、障害のある人をはじめ、市民が犯罪等に巻き込まれることのないよう、関係機関・団体と連携し、防犯活動を推進します。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
37	防災情報の提供体制の整備	防災に関する情報を障害のある人に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、情報を直接伝達できる体制を整備します。	総務課
38	災害時における救出・救護体制	災害時要援護者対応マニュアルを作成し、体制の確立・強化を図ります。また、自主防災組織との連携を図り、個人情報保護に配慮し、災害時要援護者台帳の作成を推進するとともに、災害時要援護者緊急通報システムの整備に努めます。	総務課 社会福祉課 福祉総務課
39	災害時における医療体制の整備	地域の医師会と連携を図り、地域における災害時の医療体制を整備します。	健康推進課
40	防災に関する知識の普及・啓発	障害のある人が自らできる範囲の災害対応能力を向上させるため、防災知識の普及・啓発を推進します。また、住宅用火災警報器の義務化に向けた啓発にも努めます。	総務課
41	防犯対策の啓発、防犯活動	いなべ警察署や員弁地区生活安全協会と連携を密にして防犯活動を推進します。また、地域ボランティアの活動を支援するとともに、自治会組織等の地域ぐるみの防犯活動を促進します。	総務課

(8) スポーツ・文化活動の推進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動を促進し、障害のある人の地域の中での生きがいを支援します。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
42	文化活動の参加機会の充実	各種文化活動に障害のある人が参加しやすい教室や講座を開催するよう努めます。 図書館においては大活字本を揃えるなど、各障害に応じた対応に努めます。	生涯学習課
43	スポーツ活動の参加機会の充実	障害のある人のスポーツニーズに対応するため、体育協会等のスポーツ団体、福祉団体の協力を得ながら、スポーツ大会の開催等を支援します。	福祉総務課 社会福祉課 生涯学習課

3 保健・医療体制の充実

本市において、身体障害・知的障害・精神障害のある人の数は年々増加しており、生まれながらに障害を持っていたり、途中で障害を負うなど、障害の要因は多様化・複雑化しています。このような状況の中、障害の予防や早期発見、対応が重要となります。

現在、本市では母子保健や成人・老人保健をはじめとするライフステージに応じた健診（検診）相談、教育等の事業を実施し、疾病の早期発見・指導に努めています。

医療機関については病院が4か所、診療所が19か所、歯科が16か所あり、医療機関の数としては比較的充実しています。緊急医療については、2か所の病院で二次医療を行っており、内1か所では24時間体制で対応しています。

障害の早期発見・予防をするためには、健康に関する学習を重ねるとともに、これまでに実施されてきた健診等の受診を促進するなど、健康づくりへの支援に努めることが大切です。

また、健康づくりへの支援とともに、それぞれに応じた柔軟な保健・医療の対応が必要です。障害のある人の多くは通院が必要な疾病を抱えており、保健・医療・福祉のそれぞれの分野にわたる総合的な施策の展開が求められています。障害のある人の多様なニーズに対応するため、医療施設等との連携を図り、一体的なサービス提供ができる体制を整備することが必要です。

(1) 心身の健康づくり

障害の早期発見・予防・対応のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康づくりの支援に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
44	乳幼児期以降における支援体制の充実	発育・発達について、指導・助言のできる人材を確保し、定期健診の充実に努めます。また、保育所・幼稚園との連携を図ります。	健康推進課
45	各種健診の実施	妊産婦をはじめ、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種健診を実施するとともに、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。	健康推進課

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
46	精神保健対策の充実	幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。	健康推進課 社会福祉課

(2) 医療体制の充実

障害のある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を図り、医療体制の充実を図ります。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
47	障害のある人の歯科治療の受診機会の確保	障害のある人の歯科治療に対する理解を深める働きかけを行い、歯科治療の受診機会の確保に努めます。	健康推進課
48	救急医療体制の充実	いなべ医師会の在宅医当番制度、病院群輪番制病院制度、いなべ総合病院救急医療事業に対して財政支援を行い、救急医療体制の充実を図ります。	健康推進課
49	リハビリテーション医療の充実	病院等から退院した在宅の脳卒中等の患者が、地域で自立した生活を送れるよう、関係機関との連携を図り、身体機能の改善に努めます。	健康推進課

4 療育・教育体制の整備

子どもの頃から障害の有無に関係なく一緒に保育や教育を受けることで、互いに伸びる可能性を持ち、理解を深めることができ、存在を認めあう心が育まれていきます。そのため、障害のある子どもが保育・教育を受ける上で、障害の有無に関係なく、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく生きることができる環境を整えることが大切です。

本市では現在、障害の早期発見や特別支援体制の充実、障害に応じた保育等に向けての取組を進めているところですが、保育士等にも障害に関する理解を高め、のびのびとした教育を充実させてほしいという意見が福祉関係団体から出ており、保育・教育に関わる人材の専門性の確保が求められています。様々な障害に適切に対応していくためには、保育士・教職員等への負担も大きいことから、特別支援学校等と連携を図りながら、専門的知識を習得するための研修を充実させる必要があります。

また、これまでライフステージごとで障害のある人に対応する機関が異なっており、一人ひとりの状況に応じた支援につなげることが難しく、切れ目ができていましたが、発達障害者支援法が施行されたことを踏まえ、乳幼児期から就労にいたる長期的な視点からの一貫した支援体制の整備を図ることが重要となっています。

そのため、本市では特別支援学校をはじめ医療機関や児童相談所、障害児関連施設等と連携し、障害のある人の乳児期から学齢期、就労までの一貫した支援が行える体制を整備していくために「いなべ市チャイルドサポート（仮称）」の確立に向けて取り組んでいます。今後は、住み慣れた地域での一貫した支援に向けて、母子保健・保育・教育関係者の専門性の向上のための研修や巡回相談指導等の機能の充実に努め、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくことが大切です。

(1) 就学前保育・幼児教育の充実

障害のある子どもが、身近な地域で保育や教育を受けることができるよう、教育・福祉・医療等の関係機関との連携を進め、保育・幼児教育の充実を図ります。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
50	保育士等への研修の実施	あすなる学園や近隣の特別支援学校と共同することで、保育士等の専門的知識の習得を図ります。	こども家庭課 学校教育課
51	発達障害への支援	発達障害の早期発見、早期支援をさらに進めるため、これまで以上に保育所等と県や市の関係機関との連携強化に努めます。また、3歳児からの発達チェック表の利用と個別支援計画作成等の充実に努めます。	こども家庭課 学校教育課

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
52	多様な保育サービスの充実	障害に対する理解を深め、個々の状況にあった支援ができるよう、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。	こども家庭課
53	相談支援体制の充実	子育てガイドブック等を利用し、県や市の各相談窓口の周知を図り、さらに相談支援体制の充実に努めます。	学校教育課 こども家庭課 健康推進課

(2) 学校教育の充実

障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や教員の専門性の向上等に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
54	教育上の相互理解	障害についての理解を深めるため、障害者通所施設や特別支援学校との交流を積極的に進めます。	学校教育課
55	学校施設、設備、教育備品の改善	新たな学校施設の整備は、児童生徒等の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施します。また、既存施設のバリアフリー化についても整備を検討していきます。	教育総務課 学校教育課
56	教員の専門性の向上	特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任をはじめ、全職員の資質向上のため、研修の充実を図ります。さらに、特別支援教育支援員の確保に努めます。	学校教育課

(3) 一貫した支援システムの構築

障害のある子ども一人ひとりが自立し、社会参加を果たすことができるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した市独自のきめ細かな支援システムの構築に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
57	就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築	<p>保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図り、途切れない発達支援を行う組織・体制を確立させるため、福祉関係機関及び教育関係機関等と情報を共有化し、本市独自の特別支援体制を確立します。</p> <p>学校教育においては、巡回相談を充実させるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整備します。また、特別支援教育支援員による発達障害園児・児童・生徒の支援に努めます。</p>	<p>健康推進課 こども家庭課 学校教育課 社会福祉課</p>

5 雇用支援と就労支援

障害のある人が社会参加する喜びと意欲を培い、社会の構成員としての役割を果たすうえで、また、自己実現を図るうえで、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。障害者自立支援法の施行により、これまで福祉的就労の場として位置づけられていた授産施設等は、就労移行支援や就労継続支援といった事業へと移行され、今後は一般就労に向けた職業訓練の場としての意味合いが大きくなってきています。そのため、障害のある人には、これまで以上に自立した生活をめざす取組が求められますが、一般就労の中でどれだけ障害に理解があるのか、経営者だけでなく、従業員の理解が必要である、一般就労をしたとしても人に迷惑をかけてしまうのではないかなどの意見が福祉関係団体等から出ており、依然として雇用・就労については難しく、本人やその家族が不安を抱いているのが現状となっています。このような状況は、社会との接触を避けてしまう要因となる場合もあることから、障害のある人自身の就労への意欲を伸ばすとともに、安心して就労に結び付けられるような取組が重要となっています。

また、改正障害者雇用促進法においては、精神障害者に対する雇用対策の強化や在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携が主な改正点となっていることから、障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、企業に対して雇用への理解を働きかけていくとともに、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携していくことが求められています。また、就業前・就業後を含めた継続的な支援が大切であることから総合的な支援体制づくりが必要です。

（１）雇用支援に向けた取り組みの充実

県の雇用関係の機関や公共職業安定所等との連携を図り、障害のある人の雇用に対する理解を深め、雇用の促進に努めます。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
58	障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進	広報紙やパンフレット等を通じて「障害者雇用支援月間」（毎年９月）や法定雇用率などの周知に取り組みます。	社会福祉課 農林商工課
59	行政における雇用促進	市役所内での具体的な業務の整理を行い、職場実習の受け入れを行います。また、職場環境を整備し障害のある人の雇用促進を図ります。	職員課

(2) 福祉的就労と多様な働き方への支援

働く機会の充実を図るため、必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

NO.	施策名	施策の内容	主な推進主体
60	職業訓練能力の開発の支援	県や公共職業安定所と連携し、職業訓練能力の開発を進めることで、障害のある人の自立を図ります。	社会福祉課
61	障害者自立支援法に基づく新たな事業体系への移行の促進	通所授産施設が就労移行支援、就労継続支援へ移行するため、地域の事業所等の協力を得ながら支援を進めます。	社会福祉課
62	福祉的就労の充実	障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、工賃の確保も視野に入れながら、ニーズにあった創作活動、生産活動の機会を提供し、活動の充実を支援します。	社会福祉課
63	就労移行支援の充実	一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う就労移行支援を推進し、適性に合った職場への就労・定着を支援します。	社会福祉課 農林商工課

第5章 計画の推進体制

第1節 庁内の連携体制

障害者施策については、保健・医療・福祉・教育・就労・都市計画など全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

第2節 県・周辺自治体との連携

本計画の推進にあたっては、国や県に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めます。また、近隣自治体と合同で進めるのがふさわしい施策については、協力して施策を推進していきます。

第3節 社会福祉事業者との連携

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。また、福祉施設等においては、さまざまな交流の拠点としての役割も期待されていることから、社会福祉事業者との連携を図り、施策を推進していきます。

第4節 住民・ボランティア団体等の参画の推進

地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけではなく、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などによる支援や協力が大変重要となります。そのため、当事者のニーズに合ったサービスの提供を行うため、障害者福祉のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、住民と行政の協力体制を築いていきます。

資料編

委員名簿

所属	名前	備考
北勢病院院長	川上 正輝	
いなべこどもクリニック院長	出口 美智子	
いなべ市身体障害者福祉会会長	林 春男	
いなべ市民生委員児童委員協議会会長	瀬古 則男	
員弁郡市障害児(者)を守る会会長	日紫喜 善美	
生活介護事業所あじさいの家施設長	岡本 恒一	
社会福祉法人晴山会バンブーハウス施設長	山中 猶文	
知的障害者更生相談所長	角田 一樹	
桑名保健福祉事務所長	加藤 充子	
三重県立特別支援学校北勢きらら学園校長	内田 純子	
桑名公共職業安定所長	前田 文一	
相談支援センターそういんセンター長	神谷 恭子	
いなべ市社会福祉協議会常務理事	佐藤 光和	
いなべ市教育長	日沖 貴	
日本福祉大学講師	日江井 幸治	
いなべ市福祉部長	安藤 喜之	
いなべ市福祉事務所長	伊藤 一人	

策定経過

日付	経過	
平成 19 年 8 月	庁内各課、団体にヒアリング調査	ヒアリング調査票を配布後、聞き取り調査を実施
平成 19 年 9 月 20 日	第 1 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画と障害福祉計画の概要 ・ 障害者の実情 ・ 障害者計画に関するヒアリング調査状況の報告
平成 19 年 10 月 ~ 11 月	事業内容の検討	ヒアリング調査結果等をもとに庁内で事業内容について検討
平成 19 年 11 月 29 日	第 2 回策定委員会	計画の骨子案及び事業内容の検討

発行年月 平成 20 年 3 月
発行 いなべ市 社会福祉課
〒511-0292
三重県いなべ市大安町大井田 2705 番地
TEL : 0594-78-3511
FAX : 0594-78-1114
